

福井医療大学大学院長期履修規程

(目的)

第1条 この規程は、福井医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第6条第3項の規定に基づき、職業等に従事しながら学習を希望する社会人などに、あらかじめ標準修業年限を超えた長期間での履修計画を設定させ、その計画に基づいた在籍及び履修を許可することにより、学生生活の負担軽減を図りながら学位取得が可能となる柔軟な学習機会の提供を目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象となる学生は、本学に入学予定の者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

2 第1項の規定に関わらず、在学生のうち単位の修得状況や学位論文の執筆状況等によりあらかじめ修了延期が見込まれる者については、原則としてこれを対象としない。また、在学生数が収容定員を超えている場合には、これを許可しない。

3 入院、療養、出産、長期出張、留学等の事由により、一定期間履修できない者及び私費外国人留学生については対象としない。

(長期履修の期間)

第3条 本制度を利用する学生の履修期間は、下記の期間とする。

- (1) 保健医療学研究科 修士課程 3年

2 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

(許可)

第4条 前条の申し出があったときは、研究科会議の議を経て学長がこれを許可する。

(申請手続)

第5条 本制度の利用を希望する者は、入学前の所定の期日までに長期履修申請書と第2条の該当要件を証明する書類を学長に提出しなければならない。出願期間以降、本制度の申請はできない。

(履修期間の変更)

第6条 本制度の修業年限変更は、原則これを認めない。ただし、特別な事情があると認められた場合は、在学中一度に限り1年度単位で短縮を申請することができる。修

業年限の短縮については、研究科会議の議を経て学長がこれを許可する。

- 2 修業年限の短縮によって生じる授業料・実験実習費（以下「授業料等」という。）の差額は、短縮が決定した年度内に収めるものとする。

（授業料等）

第7条 本制度対象者の1年間の学費は、修士課程2年間の授業料等の金額を修業期間で除した額とする。

- 2 長期履修学生の授業料等は、徴収猶予及び月割分割を認めない。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修制度に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て学長が別に定める。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、研究科会議の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。